

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	平成27年10月27日 02時30分ごろ
発生場所	鳥取県岩美町網代港 網代埼灯台から真方位231° 1,100m付近 （概位 北緯35° 34.9′ 東経134° 17.1′）
事故の概要	漁船久宝丸は、東進中、消波ブロックに衝突した。 久宝丸は、船首部外板等に破口を生じ、また、消波ブロックは、擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年1月25日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 久宝丸、19トン HG2-6035（漁船登録番号）、個人所有 第290-57394号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板及び船底外板に破口 消波ブロック 擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 ほぼ高潮時
事故の経過	船長は、操舵室で操船に当たり、甲板員を船首部と船尾部にそれぞれ1人ずつ配置して、約3～4ノットの対地速力で、手動操舵により網代港内を東進した。 船長は、レーダーとGPSプロッターを作動させ、操舵室右舷側の窓から顔を外に出して専ら目視で前方の見張りを行い、周囲を確認するつもりで船首部の作業灯を点灯して航行した。 本船は、船長が、右舷船首至近に消波ブロックを目視で確認すると同時に、船首部に配置していた甲板員の叫び声を聞き、機関を全速力後進にかけたが、本船の船首部が網代港第1防波堤（以下「第1防波堤」という。）西端付近に設置されていた消波ブロックに衝突した。
分析	本船は、網代港内を東進中、船長が、船首部の作業灯を点灯していたことから、第1防波堤西端付近に接近していることに気付かず、消波ブロックに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、船首部の作業灯を点灯していたため、消波ブロックに衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・見張りの妨げとなるような作業灯を点灯しないこと。
- ・夜間、港内を航行する場合、レーダー及びGPSプロッターなどを活用し、常時適切に船位の確認を行うこと。